

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	体制整備等 施設導入 / 機械購入
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 法人 / 任意団体	

事業名	強い農業づくり総合支援事業（国庫・継続） 【強い農業づくり総合支援交付金】														
アピールポイント	土地利用型作物・野菜・畑作物・果樹等の生産体制整備のための共同利用施設が整備できる。														
事業の趣旨	地域農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による産地の基幹施設（集出荷貯蔵施設や農産物処理加工施設など）の整備を支援し、産地の収益力強化を図る。	予算額(千円)	—												
		内 訳	国	—											
			県	—											
			その他	—											
事業の内容等	1 産地基幹施設整備 (1) 農産物処理加工施設 (2) 集出荷貯蔵施設 (3) 生産技術高度化施設 等 《事業実施主体》 県、市町村、農協、営農集団 等	補助率	標準事業費												
		1/2以内ほか	—												
【採択要件】 1 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む）の常時従事者（原則年間150日以上）が、5名以上であること。 2 成果目標の基準を満たしていること（ポイントとして反映）。 なお、みどりの食料システム法に基づきみどり認定を受けている場合、受益者に占める計画認定を受けている者の割合に応じてポイントを加算できる。 3 施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること（費用対効果において投資効率が1以上となること）。 4 施設の整備の総事業費が、原則として5千万円以上であること。 5 事業実施地区の対象作物の作付面積が、おおむね次に掲げる規模以上であること。等															
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>稲</td> <td>50ha (中山間地域等 10ha)</td> <td>露地野菜</td> <td>10ha (中山間地域等 5ha)</td> </tr> <tr> <td>麦</td> <td>30ha (" 10ha)</td> <td>施設野菜</td> <td>5ha (" 3ha)</td> </tr> <tr> <td>大豆</td> <td>20ha (" 10ha)</td> <td>果樹</td> <td>10ha (" 10ha)</td> </tr> </table>		稲	50ha (中山間地域等 10ha)	露地野菜	10ha (中山間地域等 5ha)	麦	30ha (" 10ha)	施設野菜	5ha (" 3ha)	大豆	20ha (" 10ha)	果樹	10ha (" 10ha)		
稲	50ha (中山間地域等 10ha)	露地野菜	10ha (中山間地域等 5ha)												
麦	30ha (" 10ha)	施設野菜	5ha (" 3ha)												
大豆	20ha (" 10ha)	果樹	10ha (" 10ha)												
実施期間	令和4年度～	担当	農林水産政策課 農業所得向上支援グループ (内線4984、直通017-734-9474)												

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 安全・安心な農産物生産 / 中山間地域振興 / 環境保全
	担い手の育成	研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善 / その他 (狩猟者の確保)
	農地の利用集積	遊休農地対策
	生産基盤の整備	その他 (侵入防止柵)
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		市町村 / 農協 / 農業委員会 / 土地改良区 / 法人 / 任意団体 / 地域協議会

事業名	鳥獣被害防止総合対策事業 (国庫・継続) 【鳥獣被害防止総合対策交付金】
-----	-----------------------------------------

アピールポイント	鳥獣による農林水産物への被害を防止するための取組をソフト・ハード面から総合的に支援する。
----------	----------------------------------------------

事業の趣旨	「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」により市町村が作成する「被害防止計画」に基づき、地域協議会等が実施する鳥獣被害防止対策の取組等を総合的に支援する。	予算額 (千円)	87,440	
		内訳	国	87,440
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 ソフト対策	補助率	標準事業費
	(1) 地域ぐるみの被害防止活動 ア 生息状況調査、捕獲機材の導入、捕獲・追払い、放任果樹の除去、緩衝帯の整備等 イ サル・クマ・鳥類の各複合対策 (捕獲や追払いなど複数の取組) ウ 他地域の人材を活用した取組 エ ICT等新技術の活用 (ICTを活用した捕獲や追払いなど複数の取組) オ GISを活用した被害対策等の可視化定着支援 カ 集落点検の促進 (2) 大規模緩衝帯の整備や一度に相当数を捕獲する誘導捕獲柵わなの整備 (3) ICT等新技術実証 (4) 農業者団体等民間団体による被害防止活動 (5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 (販売拡大、搬入促進支援等) (6) 鳥獣被害対策実施隊の体制強化 (実施隊員の人材育成、新規猟銃取得支援) (7) 捕獲サポート体制の構築 (8) ICT活用による情報管理の効率化 (9) 簡易的な集合理設設備の設置等支援 (10) 農林水産業に被害を及ぼす野生鳥獣の緊急的な捕獲 2 ハード対策 (1) 侵入防止柵等の鳥獣被害防止施設の整備 (既設柵の地際補強含む) (2) 捕獲鳥獣の処理加工施設 (食肉利用等施設等) の整備 (3) 捕獲技術高度化施設 (射撃場) の整備 《事業実施主体》 ①ソフト対策：地域協議会 (市町村ほか関係機関で構成) ②ハード対策：地域協議会等 (地域協議会又はその構成員)	ソフト対策 定額 1/2以内 (鳥獣被害対策実施隊が行う取組等は定額 (限度額あり)) ハード対策 定額 1/2以内 (侵入防止柵の資材費のみの場合は定額)	標準事業費 ソフト対策 定額補助の 限度額は50 万円～ (鳥獣被害対策実施隊の捕獲有資格者数など体制によって加算、その他メニューごとに設定あり)

【採択要件】

- 被害防止計画が作成されていること又は作成されることが確実に見込まれること。
- 有害捕獲、被害防除及び生息環境管理のうち生息環境管理を含めた複数の取組が行われていること又は行われることが確実に見込まれること。 等

【令和8年度実施計画等】 23 地域協議会

実施期間	令和6～8年度	担当	農林水産政策課 産業技術・防疫グループ (内線5042、直通017-734-9702)
------	---------	----	------------------------------------------------

地域を変えるための切り口 担い手の育成 農地の利用集積 機械・施設の整備	体制整備等 / 安全・安心な農産物生産 / 中山間地域振興 / 環境保全 研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善 / その他(対策実践者の確保) 遊休農地対策 機械購入
実施主体別	県 / 農協 / 土地改良区 / 任意団体

事業名	鳥獣被害防止・地域活動緊急支援事業（国庫・県単・新規） 【鳥獣被害防止総合対策交付金】
-----	------------------------------------------------

アピールポイント	農業者向けの研修会やモデル地区の設置により集落ぐるみの対策を推進するほか、農業者団体へ対策機材の導入を支援し、地域における被害防止対策の実施体制の強化を図る。
----------	---------------------------------------------------------------------------------

事業の趣旨	野生鳥獣による農作物被害を低減するため、農業者をはじめとした集落ぐるみの被害防止対策を推進するとともに、農業者団体等に対して必要な被害対策機材の導入を支援する。	予算額(千円)	21,474	
		内 訳	国	400
			県	21,074
			その他	—

事業の内容等	1 農山村集落ぐるみの鳥獣対策活動の推進 (1) 農業者向け被害防止対策研修会の開催 (2) 野生鳥獣を寄せ付けない環境整備に向けたモデル集落の設置及び取組の普及 2 農業者団体等が実施する鳥獣被害対策への支援 (1) 事業内容 農作物の被害防止目的で使用する対策機材等の導入に必要な経費を補助 (2) 補助対象経費 ・捕獲に必要な機材（箱わな、囲いわな、くくりわな等） ・ICT機器（センサーカメラ、捕獲通知器等） (3) 導入した捕獲わな等の活用例 ア 農業者団体に狩猟免許所持者がいる場合 団体職員自らが捕獲機材を設置し、捕獲活動を実施 イ 狩猟免許を所持する農業者の場合 農業者団体が捕獲機材を貸出し、農業者自らが捕獲 ウ 狩猟免許所持者がいない場合 →農業者が自らの事業地内で捕獲する場合は狩猟免許が不要となる「囲いわな」を貸出し、捕獲を実施 →導入した捕獲機材を使用し捕獲活動は市町村等に依頼 《事業実施主体》 農業協同組合等	補助率	標準事業費
		1/2	

【採択要件（2関係）】

- 1 農作物被害防止の目的であること。
- 2 農業者団体が対策機材を導入・管理し、必要に応じて構成員等に貸し出すこと。 等

実施期間	令和8～10年度	担当	農林水産政策課 産業技術・防疫グループ (内線5043、直通017-734-9702)
------	----------	----	------------------------------------------------

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		県 / 市町村 / 農協 / 法人

事業名	地域資源活用価値創出事業（国庫・継続） 【農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）】
-----	--------------------------------------------------

アピールポイント	農林漁業者等が取り組む商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設等の整備等を支援する。
----------	-----------------------------------------------

事業の趣旨	農林漁業者が食品事業者、流通業者、観光業者等の多様な事業者が連携するネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設等の整備等を支援する。	予算額(千円)	53,233	
		内訳	国	53,233
			県	—
			その他	—

事業の内容等	<p>1 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業 相談窓口の設置とアドバイザー派遣（各種相談対応） 《事業実施主体》県</p> <p>1 地域資源活用・地域連携推進支援事業（ソフト） 農林水産物等の地域資源を活用した新商品・販路開拓、経営戦略策定・ビジネスアイデア創出、研究開発・実証事業等の取組を支援 《事業実施主体》農林漁業者・団体、市町村等</p> <p>3 地域資源活用価値創出整備事業（ハード） 農林水産物等の地域資源を活用した加工、流通、販売等のために必要な施設等の整備支援 《事業実施主体》農林漁業者の組織する団体等</p>	補助率	標準事業費
		定額	—
		1/2以内	5,000千円
		3/10又は1/2 (中山間地ルネッサンス事業に係る地域別農業振興計画や、市町村戦略に基づく取組、障害者の雇用を行う場合) 以内	— 40,000千円

【採択要件】

上記3の内容を実施する場合

- 1 6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けること。
- 2 多様な事業者（事業実施主体を含む3者以上）が連携するネットワークを構築する取組であること。
- 3 扱う農林水産物を実施主体がおおむね50%以上生産を行う取組であること。
- 4 みどり認定によりポイント加算対象

実施期間	令和4年度～	担当	食ブランド・流通推進課 食品産業振興グループ (内線5016、直通017-734-9456)
------	--------	----	---------------------------------------------------

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消 / 農泊
	農地の利用集積	遊休農地対策
	生産基盤の整備	ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路
機械・施設の整備		施設導入
実施主体別		県 / 市町村 / 法人 / 地域協議会 / 農林漁業者の組織する団体等

事業名		農山漁村振興交付金（国庫・継続）		
アピールポイント		農山漁村において、「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から農山漁村振興政策を総合的に推進し、関係人口の創出・拡大、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を支援する。		
事業の趣旨	農山漁村の自立及び維持発展に向けて、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらおう」機会を創出するとともに、農山漁村がもつ豊かな自然や「食」等の多様な地域資源を、農業やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図る。	予算額(千円)	国直接採択	
		内訳	国	7,045,000
			県	－
事業の内容等	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 地域資源活用価値創出対策</p> <p>ア 地域活性化型 地域活性化に向けた活動計画策定、農村プロデューサーの育成、農業・農村の情報発信等を支援</p> <p>イ 創出支援型 地域資源を活用した新商品開発、官民共創の促進による地域課題の解決等を支援</p> <p>ウ 定住促進・交流対策型及び産業支援型 農山漁村活性化のために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援</p> <p>エ 農泊推進型 観光コンテンツの磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を支援</p> <p>オ 農福連携型 障がい者等の農林水産業に関する技術習得やユニバーサル農園の開設、障がい者等が作業に携わる施設整備等を支援</p> <p>(2) 中山間地農業推進対策 中山間地域等での収益力向上等に向けた取組や農村型地域運営組織（農村RMO）の形成等を支援</p> <p>(3) 最適土地利用総合対策 農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定やその実現に必要な取組等を支援</p> <p>(4) 山村活性化対策 振興山村での地域資源の活用等による地域経済の活性化を図る取組を支援</p> <p>(5) 都市農業機能発揮対策 農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化、都市部の空閑地を活用した農地や農的空間の創出の取組等を支援</p> <p>《事業実施主体》 県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等</p>	補助率	標準事業費	
		定額 1/2等	※県經由	
【採択要件】 関連する計画を策定すること。 等				
実施期間	平成28年度～	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5062、直通017-734-9534)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 環境保全
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消 / 農泊
	担い手の育成	新規就農 / 研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善 / 法人化 / 集落営農 / 女性活動支援
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		県 / 地域協議会等 / 地域運営組織等

事業名		「あおもり型農村RMO」育成事業（県単・継続）		
アピールポイント		農業者と地域住民が協力して、農村を守りながら地域を元気にする取組を推進する。		
事業の趣旨	持続可能で活力ある農山漁村をつくるため、農用地保全、地域資源活用、生活支援などを地域づくりに生かしながら、稼ぐ力のある「あおもり型農村RMO」の育成に向けた取組を推進する。	予算額(千円)	28,148	
		内訳	国	—
			県	28,148
			その他	—
事業の内容等	1 市町村の農村RMO推進等マネジメント活動への支援 市町村でのマネジメント部会の開催や、課題解決に向けた地域提案型の取組を支援 2 農村RMOの形成に向けたモデル集落への支援 あおもり型農村RMOの要素（農用地保全、地域資源活用、生活支援、地域の経済活動、担い手育成、交流人口の創出）に係る新たな取組に対する補助 3 関係機関が一体となった農村RMOの育成支援（委託） （1）中間支援組織による伴走支援 （2）研修会の開催及び有識者によるサポート （3）集落営農組織における若手人財の受入態勢整備 《事業実施主体》 1 地域担い手協議会等 2 モデル集落で活動する地域運営組織、その構成員 3 県	補助率	標準事業費	
		1 ソフト定額	1 補助限度額 1,000千円/地域	
		2 ソフト定額 ハード 1/2	2 モデル集落 当たりの上限額 1,500千円	
【採択要件】 1 及び 2 については、実施計画の審査に基づき支援対象を選定する。				
実施期間	令和6～8年度	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5063、直通017-734-9534)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 地域の活性化
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	労働力確保等 / 経営改善 / 法人化 / 集落営農
	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化
	機械・施設の整備	機械購入
実施主体別	その他（集落営農組織）	

事業名	集落営農連携促進等事業（国庫・継続）			
アピールポイント	連携・合併による集落営農組織の活性化に向け、ソフト・ハード両面で支援する。			
事業の趣旨	集落営農を核とした連携・合併による広域展開での活性化に向けたビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等の取組を支援する。	予算額(千円)	10,000	
		内訳	国	10,000
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 ビジョンづくりへの支援 連携・合併による集落営農の目指す農業の姿や具体的な戦略の検討など、集落ビジョンの策定に向けた取組を支援（支援期間：最長3年）</p> <p>2 具体的な取組の実行への支援 (1) 収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに取り組む経費 (2) 取組の中核となる人材を確保するため、候補となる若者等を雇用する経費（賃金等）（最長3年） (3) 信用力向上等に向けた組織の法人化に必要な経費 (4) 効率的な生産のための共同利用機械等の導入経費 (5) 集落営農の取組を地域の関係機関がサポートする経費</p> <p>《事業実施主体》 1及び2（1）～（4）：市町村、 2（5）：県、市町村</p>	補助率	標準事業費	
		定額	補助限度額 1,000万円以内/集落営農組織	
		定額	100万円 上限/年	
		定額	25万円	
		1/2以内 定額		
<p>【採択要件】</p> <p>1 組織の定款又は規約を有すること。 2 地域計画の目標地図に位置付けられている、又は、位置付けが確実であること。 3 連携・合併による効率的な生産・販売体制等の確立に向けた取組を実施すること。 4 具体的な取組の実行への支援を受けるためには、ビジョンの作成が必須となること。 ※「みどり認定」を受けている場合は、採択ポイントが加算される。</p>				
実施期間	令和4～8年度	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5063、直通017-734-9534)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全 /
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消 /
	担い手の育成	集落営農
	農地の利用集積	遊休農地対策
実施主体別		県 / 市町村 / 地域協議会

事業名		元気な地域創出モデル支援事業（国庫・継続） 【中山間地農業ルネッサンス推進事業 元気な地域創出モデル支援】		
アピールポイント		中山間地農業を地域活性化につなげるための取組を支援する。		
事業の趣旨	中山間地農業を元気にするため、収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、デジタル技術の導入・定着を後押しすることで、農業生産活動を地域活性化につなげる優良事例創出を推進する。	予算額(千円)	5,309	
		内訳	国	5,309
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 収益力向上に関する取組 野菜、果樹、花き等の高収益作物の導入、生産、販売や鳥獣被害対策等による収益力向上 2 販売力強化に関する取組 高品質作物の導入、品質向上、加工、ブランド化等により農産品の付加価値を高めて販売力を強化 3 農用地保全に関する取組 棚田地域を含む農用地保全・振興に関する多様な取組の実践 4 複合経営に関する取組 農業、畜産、林業も含めた多様な組合せによる複合経営及び農業と他の仕事を組み合わせた半農半Xの実践 5 生活支援に関する取組 農村地域における生活支援の取組	補助率	標準事業費	
		定額	上限1,000万円 (最大3年)	
【令和8年度実施計画等】 平川市古懸集落				
実施期間	令和7～9年度	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5062、直通017-734-9534)	

目的	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / スマート農業
別	担い手の育成	新規就農
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / 改修 / その他
	実施主体別	農協 / 法人 / 個人 / その他農業者が組織する団体

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業[畑作野菜] (国庫・継続) 【産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策のうち基金事業】
-----	----------------------------------------------------------------------------

アピールポイント	畑作物・野菜等の農業機械等のリース導入等及び農業用ハウス等生産資材の導入、次代への継承に必要な農業用ハウス等の再整備・改修等を支援する。
----------	----------------------------------------------------------------------

事業の趣旨	畑作・野菜等産地の収益力向上に向けた、販売額向上や生産コスト低減などの取組、新規就農者等への継承のためのハウス等の再整備・改修などの取組を支援する。	予算額(千円)	21,625	
		内訳	国	21,625
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 収益性向上対策 生産支援事業 リース方式等による農業機械等の導入 (施設園芸品目における省エネ機器の設置費も対象) 2 生産基盤強化対策 農業用ハウス等の再整備・改修 等 3 成果目標 (1) 収益性向上対策 ・生産コスト、集出荷・加工コストの10%以上の削減 ・単位面積当たりの販売額又は所得額10%以上の増加 ・契約栽培割合10%以上の増加かつ50%以上とすること ・労働生産性の10%以上の向上 等 ※施設園芸エネルギー転換枠 ・省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大 ・燃油使用料の15%以上の低減 (2) 生産基盤強化対策 ・総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者 等	補助率	標準事業費
		1/2以内	—

【採択要件】

- 1 県が設定する基準を満たしていること。
- 2 地域協議会等が、産地パワーアップ計画を作成すること。
- 3 農業機械等の導入にあっては、本体価格が50万円以上に限る。
- 4 事業実施地区の作付面積がおおむね次に掲げる規模以上であること。 等

麦 30ha (中山間地域等 10ha)	露地野菜 10ha (中山間地域等 5ha)
大豆 20ha (" 10ha)	施設野菜 5ha (" 3ha)

※中山間地域等において生産支援事業を実施する場合は要件が緩和されます。

実施期間	平成28～令和9年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5077、直通017-734-9481)
------	------------	----	----------------------------------------------

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 地域の活性化
	生産基盤の整備	その他 (簡易な圃場改良: 弾丸暗渠、心土破碎)
	機械・施設の整備	機械購入 / リース
実施主体別		農業者の組織する団体 等

事業名	畑作物産地生産体制確立・強化事業〔そば関係〕(国庫・継続) 【畑作物産地生産体制確立・強化事業】			
アピールポイント	湿害対策技術を新たに導入する取組や取組に必要な農業機械の導入、実需との複数年契約取引の拡大等を支援する。			
事業の趣旨	そばの安定生産体制の強化のため、そばの湿害対策技術の導入に向けた実証や湿害対策技術の新たな導入、必要な農業機械の導入等の取組を支援する。 そばの安定供給を図るため、実需との複数年契約取引の拡大等を支援する。	予算額(千円)	48,520	
		内 訳	国	48,520
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 安定生産技術の導入</p> <p>(1) 技術講習会・栽培実証 湿害対策等の安定生産技術の導入に向けた検討会の開催、実証ほの設置等に係る経費を支援する。</p> <p>(2) 湿害対策技術の導入 (2,000円/10a) 新たに湿害対策を導入する取組に対して支援する。 《湿害対策の例》 ・小畦立て播種 ・弾丸暗渠 ・心土破碎 等</p> <p>(3) 湿害対策技術の導入に必要な農業機械等の導入 湿害対策等の技術の導入に必要な農業機械等の導入、リース導入等について支援する。</p> <p>(4) 成果目標 (いずれか1つ選択) ・10a当たり収量を都道府県の直近7中5平均以上 ・10a当たり収量を直近7中5平均と比較して2%以上増加 (直近7中5平均収量が都道府県の同収量を超える地区)</p> <p>2 複数年契約取引 (1,000円/10a)</p> <p>(1) 事業内容 複数年の契約取引を拡大し、実需者等と結びついた供給体制を強化する取組を支援する。</p> <p>(2) 成果目標 (いずれか1つ選択) ・そばの複数年契約取引先を1者以上増加 ・そばの出荷量のうち、複数年契約取引数量の割合を2ポイント以上増加</p>	補助率	標準事業費	
		定額	(1) 上限額300万円	
		1/2以内	(3) 上限額1,000万円/台	
				定額
<p>【採択要件】</p> <p>1 事業内容1と2は、支援内容が重複する申請はできない</p> <p>2 湿害対策等の技術は、新たに導入する取組・面積が対象となる</p> <p>3 複数年契約取引の契約は播種前に締結もしくは、播種前に実需者と情報交換を実施の上で収穫前までに締結すること。</p>				
実施期間	令和8年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5074、直通017-734-9480)	

目別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	体制整備等 / 地域の活性化 機械購入/リース
	実施主体別	市町村 / 農協 / 法人 / その他（地域農業再生協議会、民間事業者）

事業名	畑作物産地生産体制確立・強化事業〔ばれいしょ関係〕（国庫・継続）			
アピールポイント	ばれいしょの安定生産・供給体制を構築するため、病害虫抵抗性品種や省力作業機械の導入等の取組を支援する。			
事業の趣旨	ばれいしょ産地における労働力不足や病害虫の発生、需要構造の変化などの環境変化に対応するための取組を支援する。	予算額(千円)	18,865	
		内 訳	国	18,865
			県	
			その他	
事業の内容等	<p>1 ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大(種ばれいしょ除く)(3,000円/10a)</p> <p>(1) 事業内容 事業実施年度に収穫される当該病害虫抵抗性品種の作付面積のうち前年度からの増加分に対し支援</p> <p>(2) 成果目標（以下から1つ設定）</p> <p>ア 事業実施地区におけるジャガイモシストセンチュウ抵抗性、又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積がばれいしょ全体の作付面積に対して占める割合を6.0ポイント以上増加又は100.0%とする</p> <p>イ 事業実施地区におけるばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加</p> <p>2 ばれいしょの労働負担軽減対策（1/2以内）</p> <p>(1) 事業内容 ばれいしょの基幹作業を外部委託する取組及び省力化外部化に資する作業機械の導入に要する経費を支援</p> <p>(2) 成果目標（以下から1つ設定）</p> <p>ア 10a当たりの労働時間を3.0%以上削減</p> <p>イ ばれいしょの導入比率を直近4年間の平均と比較して2.0ポイント以上増加</p> <p>ウ ばれいしょの作付面積を直近4年間の平均と比較して3.0%以上増加</p> <p>《事業実施主体》 農業者の組織する団体等</p>	補助率	標準事業費	
		定額、1/2以内等	上限額が定められているもの有り	
<p>【採択要件】</p> <p>1 ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大 指定種苗として合格した種ばれいしょを用いた取組であること。</p> <p>2 ばれいしょの労働負担軽減対策 (1) 受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。 (2) 導入する農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。</p>				
実施期間	令和8年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5079、直通017-734-9481)	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成 機械・施設の整備	体制整備等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / スマート農業 新規就農 施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / 改修 / その他
実施主体別	農協 / 法人 / 個人 / その他農業者が組織する団体	

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業 [稲作] (国庫・継続) 【産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策のうち基金事業】
アピールポイント	稲作の収益力向上や次代への継承に必要な農業機械等のリース導入等を支援する。

事業の趣旨	稲作産地の収益力強化に向けた、販売額の向上や生産コストの低減などの取組に必要な農業機械のリース導入等や、生産基盤の次代への継承を目的とした農業機械等の再整備・改良などの取組を支援する。	予算額(千円)	8,787	
		内訳	国	8,787
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 収益性向上対策 生産支援事業 収益力向上に必要な農業機械等のリース方式等による導入 2 生産基盤強化対策 後継者不在の農地等での生産機能の継承を目的とした、農業機械等の再整備・改良 等 3 成果目標 (1) 収益性向上対策 ・生産コスト、集出荷・加工コストの10%以上削減 ・単位面積当たりの販売額又は所得額10%以上増加 ・契約栽培割合10%以上増加かつ50%以上とすること ・労働生産性の10%以上向上 等 (2) 生産基盤強化対策 ・総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者 等	補助率	標準事業費
		1/2以内	—

【採択要件】

- 1 県が設定する基準を満たしていること。
- 2 地域協議会等が、産地パワーアップ計画を作成すること。
- 3 農業機械等の導入にあっては、本体価格が50万円以上に限る。
- 4 事業実施地区の作付面積がおおむね次に掲げる規模以上であること。等

稲	50ha (中山間地域等 10ha)	露地野菜	10ha (中山間地域等 5ha)
麦	30ha (中山間地域等 10ha)	施設野菜	5ha (" 3ha)
大豆	20ha (" 10ha)		

※中山間地域等において生産支援事業を実施する場合は要件が緩和されます。

実施期間	平成28～令和8年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5081、直通017-734-9480)
------	------------	----	----------------------------------------------

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 安全・安心な農産物生産 / 中山間地域振興 / 環境保全 / スマート農業
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	機械・施設の整備	機械購入 / リース / スマート農機
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 土地改良区 / 法人 / 個人 / その他（協議会）	

事業名	先進的有機農業拡大促進事業（国庫・新規） 【国庫事業名：みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R7補正）】			
アピールポイント	有機農業の面的拡大に意欲的に取り組む農業者等に対して、スマート農業技術に関する農業機械等の導入を支援する。			
事業の趣旨	有機農業の更なる面的拡大を促進するため、スマート農業技術等の導入による地域の実情に応じた生産性向上や、有機農産物の保管や加工のための設備導入等を通じた販路の確保に取り組む農業者等を支援する。	予算額(千円)	71,447	
		内訳	国	71,447
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大</p> <p>(1) スマート農業技術等に関する機械等の導入 自動走行農機、高能率水田除草機・抑草ロボット、専用保管設備、スマート選別機 等</p> <p>(2) 有機農業の拡大に向けた取組 ほ場での試験栽培、専用保管設備等の活用による流通体制の効率化、有機加工品の開発等を通じた販路拡大 等</p> <p>2 有機農業拡大支援 1の支援対象者を含む地域一体の取組をサポートするため、県、市町村等による専門家の派遣や講習会、販売促進活動等の取組</p> <p>《事業実施主体》</p> <p>1 (1) 農業者、農業者の組織する団体、農業者を構成員とする協議会</p> <p>1 (2) 市町村、市町村を構成員とする協議会、協議会、公社・土地改良区、農業者、農業者の組織する団体、農業者を構成員とする協議会、民間事業者</p> <p>2 市町村、市町村を構成員とする協議会</p> <p>※1 (1) に取り組む場合、2の事業実施主体のいずれかが1 (2) 又は2に取り組んで事業実施計画を作成する。</p>	補助率	標準事業費	
		<p>1 (1) 国 1/2 以内</p> <p>1 (2) 国 定額、1/2 以内</p> <p>2 国定額</p>	<p>1は上限 5,000万円 うち1(2) は上限 400万円</p> <p>2は上限 800万円</p>	
<p>【採択要件】</p> <p>1 1 (1) の農業者等は、以下の全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) スマート農業技術等の導入により有機農業の生産拡大に取り組むこと。</p> <p>(2) 地域計画に位置付けられた農業者等であること。</p> <p>(3) みどり認定を受けている、又は申請を行っていること。</p> <p>2 事業実施計画ごとに、以下の面積以上（中山間地域は1/2以上）で取り組むこと。</p> <p>稲：10ha、麦・大豆・雑穀5ha、いも類・露地野菜：2ha、果樹：1ha 等</p>				
実施期間	令和8年度	担当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5085、直通017-734-9353)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等
	担い手の育成	経営改善
	生産基盤の整備 機械・施設の整備	ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 施設導入
実施主体別		市町村 / 農協 / 個人 / 任意団体

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業（園芸作物等の先導的取組支援）（国庫・継続）			
アピールポイント	果樹の園地整備、災害防止施設整備等の整備事業を実施できる。			
事業の趣旨	<p>需要の変化に対応するため、産地計画に位置付けられた担い手となる先導的な農業者を対象として、優良品目・品種への改植・新植、小規模園地整備等の取組を支援する。</p> <p>※国が（公財）中央果実協会を通じて実施する事業であり、補助金、申請書等は県を経由しない。</p>	予算額(千円)	※	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 小規模園地整備 園内道の新設、傾斜の緩和、土層改良、用水・かん水施設の整備、排水路の新設、防霜施設、防風施設の新設、高温対策資材の導入</p> <p>《事業実施主体》 果樹産地協議会が策定した産地計画の担い手農業者等</p>	補助率	標準事業費	
		1/2	—	
<p>【採択要件】</p> <p>1 事業を実施する地域で、果樹産地構造改革計画が策定されていること。</p> <p>2 地域計画の目標地図に位置づけられた者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であること。</p> <p>3 実施面積が1か所当たり以下のとおりであること。 優良品目・品種への改植・新植：地続きでおおむね2a以上 小規模園地整備：地続きでおおむね10a以上 (ただし、土層改良は地続きでおおむね2a以上)</p> <p>4 改植・新植の際には、植栽本数が設定された本数を上回ること。</p> <p>5 防災施設を整備するには、果樹共済及び収入保険に加入又は加入することが確実であること。</p>				
実施期間	令和8年度	担当	りんご果樹課 戦略推進グループ (内線5151、直通017-734-9491)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等
	担い手の育成	経営改善
	生産基盤の整備	ほ場整備
実施主体別	個人 / 任意団体	

事業名	果樹未収益期間支援事業（国庫・継続）			
アピールポイント	果樹経営支援対策事業により、優良な品種・品目へ改植・新植した場合に発生する未収益期間の経営を支援する。			
事業の趣旨	<p>果樹産地構造改革計画の実現に向けて、優良品種・品目への改植等を促進するため、植栽後発生する未収益期間（4年間を想定）について、事業実施者の経営負担とならないよう支援を行う。</p> <p>※国が（公財）中央果実協会を通じて実施している事業であり、補助金、申請書等は県を経由しない。</p>	予算額(千円)	※	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 対象となる改植等について</p> <p>(1) 果樹経営支援対策事業及び産地生産基盤パワーアップ事業の「園芸作物等の先導的取組支援」を活用した改植、新植が対象</p> <p>(2) 改植・新植実施年の翌年から成園化までの4年分の管理経費の1/2相当額（5.5万円/10a/年）を定額で初年度に一括交付</p> <p>《支援対象者》 果樹産地構造改革計画に位置付けられた担い手等</p>	補助率	標準事業費	
		定額	22万円/10a 〔5.5万円/10a×4年間〕	
<p>【採択要件】 事業を実施する地域で、果樹産地構造改革計画が策定されていること。</p>				
実施期間	令和7～12年度	担当	りんご果樹課 戦略推進グループ (内線5151、直通017-734-9491)	

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	体制整備等 施設導入 / 機械購入 / リース
	実施主体別	農協 / 法人 / 個人 / 任意団体

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）〔果樹〕（国庫・継続）			
アピールポイント	果樹の共同利用施設及び農業機械等が導入できる。			
事業の趣旨	農業の国際力強化を目的に、地域一体となって生産・出荷コストの低減、販売額の向上などに計画的に取り組む産地に対し、必要な農業機械の導入及びリース導入や集出荷施設の整備等を総合的に支援する。	予算額(千円)	0	
		内訳	国	0
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 生産支援事業 農業機械等の導入やリース導入、生産資材の導入等 2 整備事業 集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者等	補助率	標準事業費	
		1/2	—	
【採択要件】 1 県が設定する基準を満たしていること。 2 整備事業に当っては、施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること（費用対効果において投資効率が1以上となること）。また、施設の規模に即した稼働期間と処理量等を確保することが確実と見込まれること。 3 農業機械等の導入にあつては、本体価格が50万円以上に限る。 4 事業実施地区の作付面積がおおむね50ha以上（中山間地域等は10ha以上）であること。 等 【令和8年度実施予定】 なし				
実施期間	令和2年度～	担 当	【生産支援事業】 りんご果樹課 戦略推進グループ （内線5151、直通017-734-9491） 【整備事業】 農林水産政策課 農業所得向上支援グループ （内線3232、直通017-734-9474）	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成	体制整備等 / 地域の活性化 新規就農 / 研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善
実施主体別	県 / 農協	

事業名	持続可能な酪農経営基盤強化対策事業（県単・継続）			
アピールポイント	酪農の経営基盤を強化するため、暑熱対策の向上及び将来の酪農経営を支える高能力な乳用後継牛の生産支援を行う。 また、高校生等を対象に畜産施設見学会や実践的な学習機会の提供を行う。			
事業の趣旨	本県の酪農経営は、配合飼料価格の高騰や猛暑による生産性の低下等により経営が悪化していることから、飼養管理技術の向上に向けた巡回指導や新たな暑熱対策技術の実証試験を実施するとともに、生産効率のよい高能力な乳用後継牛生産を支援する。 また、将来の畜産人財に対して畜産現場を体験する機会を提供し、担い手確保を図る。	予算額(千円)	16,897	
		内訳	国	—
			県	16,897
			その他	—
事業の内容等	1 飼養管理技術の向上 (1) 飼養管理指導の実施 ・巡回指導や飼養管理技術研修会の開催 ・農協や県職員を対象とした指導力強化研修の実施 (2) 低コストな暑熱対策技術の実証試験 ・ドローンを活用した牛舎への遮熱材の塗布 2 高能力な乳用後継牛の生産 高能力な牛群を早期に整備するため、ゲノミック解析、性選別精液を活用した後継牛の生産へ支援する。 【補助率 1/2 以内、上限額 5,000 円/頭又は本】 3 未来を見据えた人材確保 (1) 酪農・畜産の認知度向上 ・高校生等を対象とした施設見学の実施 (2) 農業高校生向けの実践的な学習機会の提供 ・家畜審査研修の実施 ・受精卵移植等の最新技術活用による興味関心の醸成	補助率	標準事業費	
		2 1/2 以内	上限額 5,000 円	
実施期間	令和6年度～8年度	担当	畜産課 経営支援グループ (内線4815、直通017-734-9496)	

目的別	地域を変えるための切り口 生産基盤の整備	体制整備等 / 地域の活性化 その他（繁殖基盤強化）
	実施主体別	農協

事業名	子牛市場活性化ゲノミック評価導入促進事業（県単・継続）			
アピールポイント	肉用牛繁殖経営の生産基盤を強化するため、将来の子牛生産を支える高能力な繁殖雌牛の県内定着の促進に向けた支援を実施する。			
事業の趣旨	本県の肉用牛繁殖経営は、配合飼料価格の高騰などによる生産コストの増加に加え、牛肉消費の低迷を背景に子牛価格が下落し、経営が悪化していることから、販売価格の向上に向けた市場評価の高い子牛生産を後押しする。	予算額(千円)	22,950	
		内訳	国	—
			県	22,950
			その他	—
事業の内容等	1 ゲノミック評価による優秀な雌子牛の選定 雌子牛に対するゲノミック評価補助 《事業実施主体》農業協同組合等 2 高評価雌子牛の県内保留の推進 高評価雌子牛の導入奨励金 《事業実施主体》農業協同組合等	補助率	標準事業費	
		1 10/10	15,500円以内/1頭当たり	
		2 定額	20万円以内/1頭当たり	
実施期間	令和7年度～8年度	担当	畜産課 経営支援グループ (内線4816、直通017-734-9496)	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成	体制整備等 その他（担い手への支援）
実施主体別	地域協議会	

事業名	多面的機能支払交付金（国庫・継続）																						
アピールポイント	集落コミュニティの共同管理等により、農地が農地として維持され、将来にわたって多面的機能が十分に発揮されることを確保するとともに、規模拡大に取り組む担い手の負担を軽減し、構造改革を後押しする。																						
事業の趣旨	近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じる状況にあり、また、水路、農道等の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念される状況にあるため、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押しするため、地域活動に対して支援を行う。	予算額(千円)	2,071,772																				
		内訳	国	1,035,884																			
			県	517,944																			
			その他	517,944																			
事業の内容等	<p>1 農地維持支払</p> <p>(1) 対象者 農業者のみで構成される活動組織又は農業者及びその他の者で構成される活動組織</p> <p>(2) 支援対象 農地法面の草刈り、水路泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動 等</p> <p>2 資源向上支払</p> <p>(1) 対象者 地域住民を含む活動組織</p> <p>(2) 支援対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路、農道、ため池の軽微な補修 ・植栽による景観形成、ビオトープづくり ・施設の長寿命化のための活動 等 <p>3 交付単価 (単位：円/10a)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>①農地維持支払</th> <th>②資源向上支払（共同活動）</th> <th>③資源向上支払（長寿命化）</th> <th>①、②及び③に取り組む場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>3,000</td> <td>2,400</td> <td>4,400</td> <td>9,200</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>2,000</td> <td>1,440</td> <td>2,000</td> <td>5,080</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>250</td> <td>240</td> <td>400</td> <td>830</td> </tr> </tbody> </table>	地目	①農地維持支払	②資源向上支払（共同活動）	③資源向上支払（長寿命化）	①、②及び③に取り組む場合	田	3,000	2,400	4,400	9,200	畑	2,000	1,440	2,000	5,080	草地	250	240	400	830	補助率	標準事業費
		地目	①農地維持支払	②資源向上支払（共同活動）	③資源向上支払（長寿命化）	①、②及び③に取り組む場合																	
		田	3,000	2,400	4,400	9,200																	
		畑	2,000	1,440	2,000	5,080																	
草地	250	240	400	830																			
国	1/2	—																					
県	1/4																						
	市町村	1/4																					
<p>【採択要件】</p> <p>1 資源向上支払の対象農用地は、農振農用地区域であること。</p> <p>2 農地維持支払の対象農用地は、上記以外に地方公共団体が多面的機能の維持の観点から必要と認める農用地も対象。</p> <p>【令和8年度実施計画等】</p> <p>交付対象農用地面積：44,731ha</p>																							
実施期間	平成26年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4884、直通017-734-9554)																				

目的別	地域を変えるための切り口 6次産業化の推進 担い手の育成	体制整備等 / 地域の活性化 加工・販売促進 その他（販路開拓・拡大）
実施主体別	個人 / 任意団体 / 農協 / 中小企業 等	

事業名	輸出市場販路開拓・拡大支援事業（県単・継続）			
アピールポイント	海外での市場開拓、販路拡大を目指す県内企業の取組を支援する。			
事業の趣旨	県内中小企業等の海外への事業進出を促進することにより、県内中小企業等の活性化を図る。	予算額(千円)		7,500
		内訳	国	—
			県	7,500
			その他	—
事業の内容等	<p>1 事業メニュー</p> <p>(1) 海外見本市・商談会への出展事業 ブース借上げ・装飾費、通訳代、渡航費（1名のみ）、輸送費、機器レンタル代、光熱水費、メール翻訳代（商談後2回以内）、代理人費用（主催者・搬入業者との調整、物品管理、商談実施など）</p> <p>(2) 外国語版ホームページ、パンフレット及び商品PR映像作成事業 ホームページ作成費、企画・デザイン料、翻訳代、印刷費、撮影費、編集費</p> <p>(3) 海外向け商品パッケージデザイン作成事業 パッケージ作成費、企画・デザイン料、翻訳代、印刷費</p> <p>(4) 国際規格・基準及び海外知的財産権の申請事業 申請・出願手数料、代理人費用、翻訳代、先行調査費</p> <p>(5) 海外向けインターネットショップ出店事業 インターネットショップ出店に係る初期登録費用及び月額出店料（3か月以内）</p> <p>《事業実施主体》 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる者であって、県内に本社・事業所を有するもの 等</p>	補助率	標準事業費	
		1/2	500千円	
<p>【採択要件】</p> <p>1 (1)及び(5)については、別途要件あり。</p> <p>2 (2)～(5)について補助を受ける場合は、令和8年度中に海外見本市・商談会に出展予定又は過去3年度以内に出展したことがあること。</p>				
実施期間	平成26～令和8年度	担当	県産品販売・輸出促進課 経済交流グループ (内線4941、直通017-734-9730)	

目的別	機械・施設の整備	機械購入
	実施主体別	任意団体

事業名	りんごマルバ園等整列樹形化機械導入支援事業（県単・新規）			
アピールポイント	整列樹形化に要する油圧ショベルを導入できる			
事業の趣旨	りんご成園（マルバ園及びわい化園）の整列樹形化に用いる油圧ショベル（共同利用に限る）の導入を支援する。	予算額(千円)	12,500	
		内訳	国	—
			県	12,500
			その他	—
事業の内容等	<p>営農集団（※）が油圧ショベルを導入する経費を補助。</p> <p>※3戸以上の農家で組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約等が定められているものに限る 例) 共同防除組合 等</p>	補助率	標準事業費	
		1/3又は2,500千円のいずれか低い額	—	
<p>【採択要件】</p> <p>1 導入した機械で整列樹形化を図るりんご園地の面積（伐採・伐根しない樹体を含む園地全体の面積）が10ヘクタール以上であること。</p> <p>2 導入した機械により、年間に300本以上のりんご樹を伐根する計画であること。</p> <p>3 導入する機械が2の計画に即した適正な規模・能力であること。</p>				
実施期間	令和8～12年度	担当	りんご果樹課 戦略推進グループ (内線5151、直通017-734-9491)	